

資料 1

平成 30 年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

公開プロセスの評価結果を踏まえた概算要求への反映状況

反映状況	事業数	反映額 (百万円)
廃止	1 (0)	▲ 296 (0)
縮減	3 (7)	▲ 1,522 (▲1,223)
執行等改善	5 (1)	0 (0)
年度内に改善を検討	0 (0)	0 (0)
予定通り終了	0 (0)	0 (0)
現状通り	0 (0)	0 (0)
合計	9 (8)	▲ 1,818 (▲1,223)

※ () 書きは昨年度の数

○平成30年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業概要	論点	H30 当初 予算 A	H31 要求 額 B	差引 B-A	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況	
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容
018	医療提供体制施設整備交付金	<p>下記の事業等について病院等の建物の整備を行う場合の経費の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画等の推進に関する事業 ・施設環境等の改善に関する事業 ・病院の耐震整備に関する事業 <p>医療提供体制施設整備交付金 調整率:0.33、0.50 補助対象：日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、民間事業者</p>	<p>執行状況や地域における施設の整備状況等から各事業の有効性・継続の必要性を精査し、高い政策効果を実現するために必要な支援のあり方（事業内容の整理・重点化）を検討するべきではないか。</p>	3,242	7,613	4,371	<p>「事業全体の抜本的改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行実績が低調な項目について、その整備状況や将来に向けた需要を分析し、項目の見直しを検討すべきである。 ・現在の交付の実態は、国や都道府県の目標に沿った交付というよりは、個別の病院のニーズを反映している側面が見られることから、国として一定基準の目標設定を行うなど、メリハリのある運用を行う必要がある。 ・本事業の実施成果を直接的に反映できるアウトカム指標の設定を検討すべきである。 ・本事業が、医療計画の達成にどう貢献しているかや、事業の効率性等を事後的にでも検証し、本来の政策目的を達成しているかを確認しながら事業を進めるべきである。 	事業全体の抜本的改善	<p>公開プロセスの評価結果を踏まえ、事業成果を直接的に反映できるアウトカム指標の設定することを検討し、事業の検証を行えるような体制とすること。また、執行実績の低調なものについて、項目の見直しを検討すること。併せて、限られた予算の中で都道府県あるいは事業者によりメリハリある資金配分が行われるよう、一定の基準を設けるなどの仕組みを検討すること。</p>	-	<p>執行等改善</p> <p>公開プロセスの議論を踏まえ、 ○執行実績が低調な項目の見直しを検討すべきとのコメントに対し、執行実績や将来の需要、他補助金での実施可否等を検証し本交付金における不足病床地区病院施設整備事業、病児・病後児保育施設施設整備事業、内視鏡訓練施設施設整備事業については廃止を行い、医療施設近代化施設整備事業については事業の一部廃止を行う。 また、医療機関の耐震化を行う項目については耐震化における事業効果を検証できるように本化を行う。 ○事業の実施効果を直接的に検証できる指標を検討すること及び事後検証を行いつつ事業を進めるべきとのコメントに年度、政策目的を踏まえた指標となるよう今年度中に検討し、来年度のレビューシートに結論を反映させることで事後検証を行いつつ事業を推進していけるよう改善を行う。</p>
237	医薬品等産業振興費	<p>①後発医薬品安心使用促進事業 都道府県において、「後発医薬品安心使用促進のための協議会」等を設置・運営するとともに、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用するための環境作りを行う。</p> <p>②ロードマップ検証検討事業 「後発医薬品の使用促進のためのさらなるロードマップ」にも基づく使用促進策の取組状況や課題等のモニタリングを行う。</p> <p>③後発医薬品啓発事業 後発医薬品の普及啓発を図るため、啓発資材の作成を行う。</p> <p>④重点地域使用促進強化事業（H30年度～） 後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、問題点の調査・分析及び使用促進のためのモデル事業を行う。</p>	<p>後発医薬品に係る数量シェア（80%以上目標）などのアウトカムについて、都道府県別等の地域比較が可能と考えられることから、これらの分析を通じて後発医薬品の使用促進の取組の効果を測定する必要があるのではないかと。</p>	327	362	35	<p>「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県における後発医薬品の数量シェアは、地域差だけでなく、より詳細なデータ分析により要因を的確に把握し、各地域の取組に反映させるべきである。例えば、人口構成や所得水準、自己負担率、疾患、薬剤の種類、医療機関や医療関係者等による要因を分析し、本事業に活用すべきである。 また、上記分析結果を踏まえて、重点地域使用促進強化事業の対象地域を選定すること。 ・ロジックモデルにおいては、現状把握をもっと詳細に行うべき。また、アウトプットとアウトカムの関係が必ずしも明確でなく、本事業の効果量の把握も不十分である。このため、まずは把握しているエビデンスを確認し、不足している場合は、調査研究の結果や地域の実情（エビデンス）の把握を通じて、必要に応じて、見直しを行うこと。 ・本事業の目標設定について、適切な見直しを図りつつ、事業の期限を定めて取組を進めること。 	事業内容の一部改善	<p>公開プロセス（EBPMの試行的実践）の評価結果を踏まえ、事業をより効果的なものと改善していくために、把握しているエビデンスの確認や新たなエビデンスの入手によりロジックモデルの見直しを検討すること。</p> <p>また、平成30年度における重点地域の選定は、様々なデータと後発医薬品の数量シェアとの相関を分析し、その結果を踏まえて行うこと。</p>	-	<p>執行等改善</p> <p>後発医薬品の各地域の数量シェアと、人口構成、所得水準、疾患・薬剤の種類、医療機関数等との相関関係について分析するとともに、平成32年9月までに、後発医薬品の使用割合80%の目標を達成するため事業に取り組み。</p>

事業番号	事業名	事業概要	論点	H30 当初 予算 A	H31 要求 額 B	差引 B-A	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況		
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容	
485	両立支援等 助成金（介 護離職防止 支援コー ス）	厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者や介護のための両立支援制度の利用者が生じた事業主に対して助成金を支給する。 1 介護休業を2週間以上取得し復帰した場合 1人あたり38万円<48万円>（中小企業57万円<72万円>） 1事業主2人まで（無期雇用者、有期契約労働者） 2 介護のための両立支援制度（所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限、短時間勤務）を6週間以上利用した場合 1人あたり19万円<24万円>（中小企業28.5万円<36万円>） 1事業主2人まで（無期雇用者、有期契約労働者） ※上記の<>内は、別途定める生産性要件を満たした場合の支給額	①事業が介護離職を防止するための施策として効果的な内容となっているか検証を行うべきではないか。 ②企業の施策認知が不足していないか検証を行い、事業に関する周知方法の改善等を行う必要があるのではないか。	643	457	▲187	「事業全体の抜本的改善」 ・助成金の実績が極めて低調であり、予算額を適切に見直すべきである。 ・助成金という手法にこだわらず、他の制度の活用、企業を取り組んだ好事例を広く啓発するためのファミリー・フレンドリー企業表彰の活用や、介護休業の取得状況の開示の促進など、介護休業を取得しやすい雰囲気づくりに向けた施策を組み合わせるべきである。 ・企業の雇用管理の実態に合った支給内容とともに、申請前の環境整備やプラン作成の負担を軽減するなど、企業において介護離職防止に取り組む際のインセンティブになるように見直しを行うべきである。 ・本助成金の実効性を高めるために、例えば数カ年程度の期限を決めて集中・加速的に事業展開するなど効果的な取組を進めるべきである。 ・現在、在宅勤務制度を利用して自宅で介護をしながら就業継続しているケースも多いことから、既存の在宅勤務普及促進施策と整合性を図りつつ、介護休業取得促進策として在宅勤務制度が活用できる仕組みについて検討することも有効である。	事業全体の抜本的な改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、事業スキーム全体の抜本的な見直しを行うこと。	▲187	縮減	・大企業の利用実績が低調であることを勘案し、大企業への助成を廃止し、中小企業事業主のみの助成とする。 ・より利用しやすい助成金となるよう、企業の雇用管理の実態やニーズを勘案し、介護休業について休業取得時・復帰時の計2回支給とすることや、「介護のための柔軟な就労形態の制度」として在宅勤務制度等のメニューの拡充、支給回数の上限の拡充（1事業主当たり1年度5人まで）を図る。 ・企業において介護離職防止の取組のインセンティブになるよう、社内アンケート・研修実施要件の廃止や、介護支援プラン作成時期の柔軟化、フォロー面談要件の廃止等を行うことにより、申請手続きの負担軽減を図る。 ・助成金の実効性を高めるため、支給期間を平成32年度（2020年度）までを目途とし、集中・加速的に実施する。 ・助成金の活用促進に加え、介護休業を取得しやすい雰囲気づくりのため、「両立支援のひろば」を通じた介護休業の取組状況の開示促進（好事例等の展開含む）やファミリー・フレンドリー表彰企業の活用等を促進する。
508	長期療養者 就職支援対 策費	ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、がん診療連携拠点病院等との連携のもと、以下の業務等を実施する。 1 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 2 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件の緩和指導 3 長期療養者の就職後の職場定着の支援 4 がん診療連携拠点病院等への出張相談、労働市場・求人情報等の雇用関係情報の提供 5 支援事例やノウハウ等に関する情報・意見交換を行う交流会の開催	○ 長期療養者就職支援事業については、平成25年度からモデル事業として5つの労働局で開始したところ。平成28年度には全労働局で事業を展開している。 各実績については、堅調に伸びているものの、ナビゲーター1人あたりの支援対象者のアウトプットが、当初見込みを下回っている状況であり、がん連携拠点病院や積極的な周知等との連携等、支援対象者の確保を強化する必要があるのではないかと。 ○ 仕事と治療が両立しやすい求人（両立求人）の確保に当たっては、支援対象者の希望に応じた柔軟な勤務条件等の設定や求人条件緩和指導等を通じて求人確保を行うことが必要であるが、長期療養者の採用等に不安を感じ、雇入れを躊躇する企業も多いなど、必ずしも支援対象者の個々のニーズを十分に踏まえた求人が確保できているとは言えない状況である。 したがって、こうした課題（求人者の理解等）を解決し、支援対象者の個々のニーズを踏まえた求人確保を通じて、求人・求職のマッチングを一層効果的に推進していくことが重要ではないかと。 ○ 長期療養者の就労促進のためには、長期療養者の雇用に係る企業側の理解を一層促進するとともに、効果的なマッチングに向けた取組の充実が必要ではないかと。	547	697	150	「事業内容の一部改善」 ・患者を中心とした支援を目指し、がん連携拠点病院や企業との連携を更に促進すべきである。また、相談支援体制の計画的な拡充及び連携病院の拡大に努めるべきである。 ・本事業の効果適切に把握するため、就職活動や就職後の満足度、採用した企業側の評価などを把握することも必要である。 ・求人と求職のマッチング率をより高めるため、一般的な両立求人開拓から、個々の求職者のニーズに対応した個別求人開拓にシフトすべきである。 ・がん相談支援センターなどに配置されている相談員等の業務内容と重複がないよう精査しつつ、予算の効率化を検討すべきである。 ・本事業は離職者に対する支援であるが、がん等に罹患しても離職せずに済む環境づくりと両輪で進めることが重要である。	事業内容の一部改善	公開プロセスのとりまとめコメントを踏まえた見直しを行うこと。	-	執行等改善	・2022年度までに全てのがん連携拠点病院等との連携体制を確立すべく、31年度要求において就職支援ナビゲーターを20人増員（74人→94人）する。 ※これらを主な要因とし150百万円の増要求を行った。 ・事業効果の把握については、就職支援ナビゲーターによるアンケート調査等の実施を検討する。 ・就職支援ナビゲーターと求人者支援員の連携をこれまで以上に強化し、支援対象者個人の治療状況・希望に合わせたオーダーメイド型求人の確保に努める。 ・がん相談支援センターとはこれまで業務に重複は生じていないが、今後も業務内容について精査しつつ、より一層の連携を図り、効率的・効果的な支援を行う。 ・治療と仕事の両立支援については労働基準局の所管であるが、今後とも労働基準局との必要な連携を図っていく。

事業番号	事業名	事業概要	論点	H30 当初 予算 A	H31 要求 額 B	差引 B-A	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況		
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容	
571	トライアル 雇用助成金 事業	主にニート、フリーター、母子家庭の母等、学卒未就職者、育児等でキャリアアップの機会のある人など安定した職業に就くことが困難である求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間（原則3ヶ月）試験的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金（対象者一人につき月額最大4万円（母子家庭の母等は月額最大5万円））を支給する。	①当該助成金の執行率が70%（平成28年度）と低調であり、現下の雇用失業情勢に照らして予算規模が適切なものとなるよう検討すべきではないか。 ②対象労働者が安定した雇用に就くために、常用雇用移行率を高めていくことが必要ではないか。 ③真に支援を必要とする求職者に本事業の活用が図られるよう検討すべきではないか。	2,365	1,081	▲1,283	【両論併記】 「廃止」：2名、「事業全体の抜本的改善」：4名 ・「就労経験のない職業に就くことを希望する者」の要件については、支援の必要性が必ずしも明らかでなく、当該要件の見直しを行うべきである。 ・この助成金がなければ就職できなかったというエビデンスを把握、検証すべきである。 ・若年者などが常用雇用に挑戦するハードルを下げる意義はあるものの、企業への助成という形態をとる必要があるのか検討すべきである。	事業全体の抜本的な改善	公開プロセスのとりまとめコメントを踏まえた見直しを行うこと。	▲1,250	縮減	・要件の見直しを行うべきとの指摘を踏まえ、「就労経験のない職業に就くことを希望する者」及び「学校卒業後3年以内、かつ卒業後安定した職業に就いていない者」を対象とする助成については廃止する。 ・就職困難度が高く支援の必要性が認められる「フリーターやニート等で45歳未満の者」について助成対象とする。 ・助成金の効果の検証については、引き続き検討を進めていく。
608	幅広い職種 を対象とした 職務分析に 基づいた 包括的な職業 能力評価 制度の整備	業界団体と連携し、企業実務家や学識者の知見を活用した綿密な企業調査及び職務分析を実施し、職務遂行に必要な職業能力、知識について、職務レベルごとに記述した職業能力評価基準を策定する。また、職業能力評価基準を活用し、人材育成やマッチングのためのツールを作成し、企業の教育担当者やキャリアコンサルタント等専門家向けの各種セミナー等を開催し、職業能力評価基準の活用、普及促進を図る。 更に、社内検定認定制度、社内検定構築のメリット及び手法等を広く企業に向けて発信すること、企業等への個別支援を実施することを通じて認定社内検定の拡充・普及促進を図る。 また、今後技能検定の指定を受けようとする機関等を対象に、円滑な試験運営を支援するためのツールを開発する。	①職業能力評価基準について、企業の活用実態の把握が十分でなく、企業が人事評価・人材育成・採用に活用するにあたり、自社のニーズに合わせて職業能力評価基準をカスタマイズするための支援が十分に対応できていないことから、業界での活用が進んでいないのではないか。 ②認定社内検定における活動実績（アウトプット）としている支援対象企業数は目標を達成しているものの、平成29年度中に、認定申請に至った企業数はそのごく一部である。これは、要因分析や支援のあり方の検討が必要ではないか。	296	-	▲296	「廃止」 ○職業能力評価基準の整備・活用促進について ・職業能力評価基準の認知度がきわめて低いことから、企業における活用実態を精査するとともに、現在の職業能力評価基準については、各業界の環境変化等を踏まえ、業界主体でメンテナンスを行うようにすべきである。 ・業界のニーズに的確に対応できるよう、委託事業としては本事業を廃止し、業界による自主的な評価基準策定への補助とすることも検討すべきである。 ・アウトカム目標について、事業の目標に照らした妥当な目標設定とすべきである。 ○社内検定認定制度の拡充・普及促進について ・本事業による個別企業への社内検定導入支援は、委託事業として国が全額負担するのではなく、個別企業の受益を考慮して適切な負担関係となるよう見直す必要がある。	廃止	公開プロセスの評価結果を踏まえ、委託事業としては廃止し、制度のあり方を見直すこと。	▲296	廃止	①行政事業レビューの評価結果を踏まえ、既存スキームの委託事業は30年度末をもって廃止する。 ②平成31年度は、既存の「職業能力評価基準」の利用向上及び「社内検定認定制度」の理解を進めるための周知・広報を実施する。 ③委員の指摘を踏まえ、平成31年度に、「職業能力評価基準」や「社内検定認定制度」を含む企業における職業能力評価に係る整備・活用実態の把握を行うとともに、その結果を踏まえ、平成32年度以降の企業における職業能力評価に係る支援のあり方を検討する。 ※ ②、③は別事業の実施の中で対応予定。

事業番号	事業名	事業概要	論点	H30 当初 予算 A	H31 要求 額 B	差引 B-A	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況		
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容	
660	生涯を通じた女性の健康支援事業	<p>(1) 健康教育事業 保健所、小中等高等学校等において各ライフステージに応じた健康教室や講演会の開催等を行う。</p> <p>(2) 女性健康支援センター事業 思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。</p> <p>(3) 不妊専門相談センター事業 不妊や不育症について悩む夫婦等に対し医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施。</p> <p>(4) HTLV-1母子感染対策事業 HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、協議会の設置や研修等を行う。</p> <p>実施主体：都道府県・指定都市・中核市（(4)は都道府県のみ） 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2</p>	<p>①適正な事業執行及び実効性を上げるためにも、適切な成果目標（女性の利用者数など）を検討し、更に、相談を希望する者が確実に利用できるよう周知を行うべきではないか。</p> <p>②本事業のこれまでの事業実績について検証し、今後のあり方について検討するべきではないか。</p> <p>③不妊専門相談センターについては、「ニッポン一億総活躍プラン」において、2019年度までに都道府県・指定都市・中核市で実施することとしているが、プランの目標を達成するために、現状の課題を調査・分析し、センターの設置を促す改善策について検討するべきではないか。</p>	297	212	▲85	<p>「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の執行率が低い状況に鑑み、適切な予算額に減額すべきである。 ・本事業の目的を達成したかどうかの指標として、利用者の利便性を考慮した適切なアウトカム指標を検討すべきである。 ・女性健康支援センターは、既存の相談支援で代替できるのであれば、設置したものとみなすなどの柔軟な対応も必要ではないか。 ・不妊専門相談センターで相談を受ける専門相談員の確保が難しいことによりセンターが設置できない等の理由があれば、複数の機関で分担することや複数の自治体による共同実施が可能であること等を周知すべきである。 ・利用者がどこに相談したらよいか迷うことのないよう、各種相談窓口の効率化も検討すべきである。 	事業内容の一部改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、執行率が低調なことから予算額の縮減や成果目標等の見直しについて、改善を図ること。	▲85	縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の執行率が低い状況に鑑み、適切な予算額に減額すべきであるという指摘に対して、事業の執行状況等を踏まえ、積算を見直すことにより予算の縮減を行っている。 ・利用者の利便性を考慮した適切なアウトカム指標の設定や女性健康支援センター、不妊専門相談センターの設置のあり方等については、今年度中に検討を行い、来年度に向け改善を図る。
679-2	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（ひきこもり対策推進事業）	<p>①ひきこもり地域支援センター設置運営事業 ・各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備し、電話や来所等による相談支援や家庭訪問による支援を実施するとともに、市町村におけるひきこもり支援の充実のための後方支援を推進する。</p> <p>②ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業 ・ひきこもり支援が適切に行えるよう、市等村及び関係機関等に対し、支援に必要な知識や技術を周到させる「ひきこもり支援従事者養成研修」や、支援に関心のある者を対象に基本的な知識を習得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。</p> <p>③ひきこもりサポート事業 ・ひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信及び、早期発見や自立支援につなげるための関係機関とのネットワークづくりや活動拠点づくり、サポーターの派遣を通じて、ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図る。</p>	<p>○本事業の成果目標が達成されていない中で、身近な地域におけるひきこもり支援の充実を図るため、平成30年度予算においてひきこもり対策推進事業の一部を見直し、広域設置されているひきこもり地域支援センターの市町村への後方支援機能を強化するとともに、市町村におけるひきこもりの支援拠点づくりの推進等を行うこととしているが、これらの事業見直し効果的なものとなっているかを検証できているか、現在の成果目標を見直すべきではないか。</p>	38,493の内数	47,628の内数	-	<p>「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業が効果的に実施されているか検証できるよう、成果目標を見直すべきである。現行のひきこもり支援センターにより専門機関での支援が決定した件数だけではなく、ひきこもり支援センターが実施する直接的な相談支援の件数なども考慮した成果目標とすべきである。 ・相談支援の拡大のため、他の機関とも連携して、支援対象者の積極的な把握を行う一方、相談業務の効率化を進めるべきである。 ・本事業を通じて本来の政策目的を達成しているかを把握できるよう、ひきこもり支援センターの支援対象者が、最終的にひきこもりから脱出できたかどうかの検証や、サポーターによる支援の有効性の分析などを事後的に行うことも必要ではないか。 ・ひきこもり支援に、サポーターがより有効に活用されるよう検討するべきである。 	事業内容の一部改善	各事業に係る執行状況等を把握するとともに、アウトカム等について必要な見直し等を行うこと。また、それらを踏まえ、各事業の予算額等について必要な反映を行うこと。	-	執行等改善	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標については、ひきこもり地域支援センターの直接的支援を考慮した目標、ひきこもりサポーターの活動件数を考慮した目標を検討し、来年度新たに追加する。 ・本年度中を目的に、ひきこもり地域支援センターの機能向上や業務効率化のための方策、サポーターによる支援の有効性の分析について、どのような手法が考えられるか、さらに最終的にひきこもりから脱出できたかどうかの検証方法について、各自自治体のセンターの意見を聴取し、検討を進めていく。

事業番号	事業名	事業概要	論点	H30 当初 予算 A	H31 要求 額 B	差引 B-A	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー 推進チームの所見		反映状況	
								評価 結果	所見の概要	反映額	反映内容
791	地域支援事業交付金	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業 要支援者等の支援について、多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進するため、訪問型サービスや通所型サービス等を実施する。</p> <p>○包括的支援事業及び任意事業 地域包括支援センターを設置し、地域支援の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な任意事業を市町村において行うもの。平成27年度より包括的支援事業（社会保障充実分）として「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症総合支援」「地域ケア会議推進」の4事業を創設。</p>	<p>① 各事業の実態を把握しつつ、成果実績を適切に検証できるよう必要な成果目標を設定すべきではないか。</p> <p>② 「介護予防・日常生活支援総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業）について、当該事業が想定していた具体的な成果に結びついているか。</p>	198,754	198,754	-	<p>「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の成果目標について、前年度を基準にした現状の目標設定を見直し、各事業が掲げる介護予防等の目的に照らして、各事業ごとに適切なアウトカム目標等を設定する方向で検討すべきである。 ・保険者機能強化推進交付金の評価指標などと運動して、本事業の効果を定量的に把握することも検討する必要がある。 ・交付基準について、自治体の自主性を過度に抑制することになっていないか、各自治体からの意見も十分に聞いて事業を進めていくべきである。 ・総合事業の上限額について、高齢者数の伸び率程度に抑えるだけでなく、質を確保しながら介護予防を進められるよう、事業の進め方を工夫すべきである。 ・各自治体のパフォーマンスや、経費支出の妥当性について事後的評価を行うことも検討すべきである。 	事業内容の一部改善	公開プロセスのとりまとめコメントを踏まえた見直しを行うこと。	-	<p>執行等改善</p> <p>○外部有識者の所見を踏まえ、以下の事業に係るアウトカム、アウトプット指標について、事業のニーズを踏まえた目標設定の改善を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス及びその他生活支援サービスの利用者数及び事業所数については、従来の前年度以上から、関連する後期高齢者の伸び率以上を目標値とする。 ・認知症カフェの設置自治体数については、従来最終目標を未定としていたが、新オレンジプランに応じて、平成32年度までに全市町村に設置されることを目標とする。 ・生活支援体制整備事業を通じて資源開発が行われている自治体の割合については、平成30年度中に全圏域にコーディネーターの配置等を行うことを踏まえ、従来前年度以上としていた平成30年度の目標値は、平成31年度と平成29年度の中間値（69.5%以上）、平成31年度は100%とする。 ・認知症地域支援推進員を設置する自治体数については、平成30年度中に全市町村に設置されることを踏まえ、従来前年度以上としていた平成29年度の目標値は、平成28年度末時点の未設置自治体（506）の半分が設置するものとする。 <p>○また、予防の取組も含め、総合事業については、引き続き、市町村の意見を伺い、効果的な実施のための実態調査を行うこととし、その結果を踏まえて、制度の改善のために必要な対応を行う。</p>